

令和5年1月24日

川崎市長 福田 紀彦 様

川崎市公共事業評価審査委員会
会長 朝日 ちさと

令和4年度川崎市公共事業評価審査委員会の審議結果について

令和4年度川崎市公共事業評価審査委員会において、次の事案について審議を行いましたので、川崎市公共事業評価審査委員会運営要綱第3条第1項の規定に基づき、その結果を意見を添えて具申します。

1 審議実施事案

- (1) 国庫補助事業「川崎港浮島地区 廃棄物海面処分場整備事業」【再評価】
- (2) 国庫補助事業「川崎市三沢川地区大規模雨水処理施設整備事業計画」【再評価】
- (3) 社会資本総合整備計画
「川崎市内における道路施設の計画的な老朽化・地震対策の推進（防災・安全）」
「川崎市内における駅へのアクセス向上に資する道路整備」
「川崎市内における安全・安心な交通環境の整備（防災・安全）」【事後評価】
- (4) 国庫補助事業「連続立体交差事業 京浜急行大師線」【再評価】
- (5) 国庫補助事業「国際競争拠点都市整備事業（羽田空港南・川崎殿町・大師河原地域）」【事後評価】

2 審議結果

事業をめぐる社会経済状況等を勘案し、1（1）、（2）及び（4）の3事案の再評価並びに1（3）及び（5）の2事案の事後評価については、いずれも透明性、客観性及び公正性が確保されており妥当であると判断しました。

また、審議において委員より出された意見を別紙のとおりまとめ、付記します。

附 帯 意 見

(1) 国庫補助事業「川崎港浮島地区 廃棄物海面処分場整備事業」【再評価】

- 本事業による海洋への影響等については、これまでも環境アセスメント等で適切に把握・評価していますが、着手から完了まで長期間にわたる事業であることから、護岸整備完了時の事後評価において、国が定める事後評価手法に基づき、自然環境に対する長期的な影響等を適切に分析し、評価することを望みます。
- なお、本事業の特性上、当該事後評価の実施以降も、埋立土砂等の投入は長期間継続されることから、埋立完了までの適切な期間、海洋に対する影響を継続してモニタリングするような枠組みも検討することを望みます。

(2) 国庫補助事業「川崎市三沢川地区大規模雨水処理施設整備事業計画」【再評価】

- 浸水被害等を踏まえた対策範囲の設定について、排水区単位における浸水リスクの評価結果等を基本として対策範囲を設定しています。一方、市が公表している内水ハザードマップと比較すると浸水想定区域の一部が対策範囲外となっていると受け止められるため、今後、市民に対して合理的な説明ができるよう、対策範囲の設定の考え方や内水ハザードマップの考え方を分かりやすく周知することを望みます。
- 本計画における対策効果は、整備する4箇所すべての雨水ポンプ施設が稼働し、三沢川へ排水できることが前提となっていますが、通常、河川水位が計画高水位を超える場合、河川管理者から当該河川への排水を抑制される懸念もあるため、その様な状況も想定した対応についても、引き続き、関係局と連携し、河川管理者等と十分な協議を進めることを望みます。

(3) 社会資本総合整備計画「川崎市内における道路施設の計画的な老朽化・地震対策の推進（防災・安全）」、「川崎市内における駅へのアクセス向上に資する道路整備」、「川崎市内における安全・安心な交通環境の整備（防災・安全）」【事後評価】

- 市民アンケートによる事業効果の把握にあたり、駅へのアクセス向上に資する広域的な道路整備など、市内在住者を受益者として幅広く捉えて調査すべき事業と、通学路の安全対策など限定されたエリアにおける受益者に調査すべき事業があるにも関わらず、一括して調査したこと等から、それぞれの事業効果を適切に把握できていない結果となっています。そのため、次期調査の実施に際しては、事業の性質に応じたエリアや対象者の設定となっているか等を十分に精査し、事業効果を適切に把握できるよう改善することを望みます。
- 計画策定時に設定した評価指標の一部において、市域外における道路整備や本計画に含まれない他の事業の進捗によって取組実績が左右される指標や、計画期間に整備が完成する事業内容ではないにも関わらず、整備完了を前提とした指標など、適切とはいえない評価指標が設定されています。次期計画または既に進行している事業計画において、設定している評価指標を改めて十分に精査し、本計画に位置付ける各事業の効果が適切に反映される指標や、計画期間の事業成果を適切に評価できる指標となるよう改善することを望みます。

(4) 国庫補助事業「連続立体交差事業 京浜急行大師線」【再評価】

- 1期①区間（東門前駅～小島新田駅）においては、土質条件等による地盤改良や設計変更などの内容変更に伴い、当初計画からかなりの増額や工期延長が見受けられます。大規模かつ長期に渡る公共事業における不確実性は一定程度理解するものの、1期②区間（鈴木町駅～東門前駅）の工事着手に向けた検討においては、1期①区間の実績を踏まえた十分な精査が必要と考えます。そのため、1期①区間の増額・工期延長の要因を改めて検証し直し、鉄道事業者と協調したより一層の事業費・工期の精査や徹底したコスト削減を進めるとともに、昨今の社会情勢や不可視部分のある掘削工事等に伴う予測困難な増額要因を含めたリスク評価を行い、可能な限り増額・工期延長の要因を見込むことで、将来のリスクを最小化することを望みます。
- 既に供用開始している1期①区間において、踏切除却による交通渋滞の改善におけるピーク時間帯の渋滞解消効果など、既に発現している様々な事業効果を分析し、きめ細かく、かつ分かりやすく示していくことは、事業の合意形成の下支えとなるため、事業効果の更なる検証及び幅広い広報を行っていくことを望みます。
- 1期②区間（鈴木町駅～東門前駅）の工事着手に向けた検討においては、踏切除却による交通の円滑化や通常の便益以外の様々なストック効果など、連続立体交差事業単体及び周辺における事業効果に加え、川崎大師駅をはじめとした大師線沿線や臨海部におけるまちづくりに伴う地域・産業等への波及効果、地下化に伴う線路跡地の利用における鉄道事業者の地域貢献など、まちづくりと一体となった事業効果等を市民に示していくことが重要と考えます。そのため、公共事業にかかわる鉄道事業者、国及び関係部局と連携し、近接する国道409号線等も含めたまちづくりの方向性の熟度を早急に高め、遅くとも1期②区間の工事着手の判断の前までに方向性を示すことを望みます。
- 線路跡地の利用の検討やまちづくりの検討にあたっては、これまでも地域の方々と情報共有を図っていますが、今後も早い段階から地域の意見を聞きつつ、社会実験等を通じて利活用に向けた具体的な取組を進めるとともに、本事業の推進にあたっては、公共事業における環境配慮の促進の観点から、脱炭素の取組なども一層取り組むことを望みます。
- なお、平成29年11月に2期区間（京急川崎駅～川崎大師駅）の中止を公表していること、1期②区間について2期区間の中止に伴い変更が生じる部分があることから、工事着手前には都市計画等の変更手続きを行う必要があります。1期①区間の事業完了時期及び1期②区間の工事着手の判断を踏まえて速やかに都市計画等の手続きを進めていくことを望みます。

(5) 国庫補助事業「国際競争拠点都市整備事業（羽田空港南・川崎殿町・大師河原地域）」【事後評価】

- 費用便益分析をはじめとした事業効果の把握・評価については、総便益や総費用などの結果については示しているが、事前評価と事後評価の相違についての要因やその考察等について、丁寧かつ分かりやすく示すことを望みます。
- 本事業による周辺交通の円滑化について、橋梁の開通から半年後の交通量調査の結果からは、周辺の生活道路における直接的な影響は確認されていないものの、今後、羽田空港周辺地域と京浜臨海

部の連携強化によって、橋梁の交通量の増加が想定され、それに伴う生活道路への大型車等の流入等による地域環境への影響が懸念されます。これまでも周辺企業への注意喚起等に取り組まれています。引き続き、交通量の変化を注視しつつ、地域住民とコミュニケーションをとりながら必要な対策に取り組むことを望みます。

- 本事業による河川環境への影響について、調査項目ごとに1年間から3年間の事後調査を行うものと計画していますが、特に多摩川河口干潟は、豊かな生態系が形成されている貴重な自然環境の一つであるため、中長期的な影響を見据えた事後モニタリングの検討を望みます。